

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和6年2月7日

高知県警察本部長
高清水 善弘

記

1 公募に付する事項

本業務は、原付講習業務委託の募集であり、現在の契約者以外に「2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者に対して、参加意思確認書の提出を求めるものである。

なお、応募要件を満たす申込者があった場合は、随意契約による契約手続を行うことを予定している。

業 務 名	期 間	備考
原付講習業務委託	令和6年4月1日 ） 令和7年3月31日	

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 別添1「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」（以下この項において「認定審査」という。）に掲げる次の基準を満たした者であること。
 - 認定審査第2の「1 取得時講習及び原付講習」に規定する一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められる者
 - 認定審査第3「公安委員会の認定要件」の1から4までの要件を満たしていること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 高知県から物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- 契約を完全に履行する体制及び能力を備えている者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 公募に参加するために必要な高知県公安委員会の認定審査

令和6年度に実施予定の取得時講習業務委託に係る公募に参加を希望する者は、事前に「高知県公安委員会の認定」を受ける必要がある。

(1) 日程

- 認定書類交付：令和6年2月7日（水）～同年2月21日（水）（15日間）
- 認定審査受付：令和6年2月14日（水）～同年2月21日（水）（8日間）
- 認定審査：令和6年2月22日（木）～同年2月26日（月）（5日間）

(2) 申請書類、提出要領等

認定を受けるために必要な書類の入手方法、認定申請するための書類の提出方法については、別添1「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」の第5「申請手続」に記載のとおり。

4 公募手続等の問い合わせ先、参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

ア 業務の認定基準に関する事項

〒781-2120 吾川郡いの町枝川200

高知県警察本部交通部運転免許センター 試験係

電話番号 088-893-1221 内線351

イ その他の事項

〒780-8544 高知市丸ノ内2丁目4-30

高知県警察本部会計課 用度係

電話番号 088-826-0110 内線2231

(2) 参加意思確認書の提出期限及び場所

別添2の様式により、令和6年3月1日（金）午後5時までに、上記(1)のイまで提出すること。

(3) 公募参加者は、高知県警察本部担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

5 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格がない者の参加意思確認書等は無効とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(3) 令和6年度高知県一般会計当初予算が議決されなかった場合は、募集を中止することとし、公募参加者には別途通知する。また、募集中止によって発生した公募参加者の費用について、県は負担しない。

(4) 資格等に関する書類は返還しない。

別添 1

令和 6 年 2 月

令和 6 年度
取得時講習等の委託に関する
高知県公安委員会認定審査について

高知県警察本部交通部運転免許センター

令和6年度
取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について

令和6年度における取得時講習、原付講習業務及び仮運転免許関係業務は、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認定した法人に委託するものです。

従って、本業務の委託契約を希望する方は、下記のとおり、公安委員会が行う審査を受け、適格と認定されることが必要です。

注) 上記「法人」については、法人格を有するものであればその種類を問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊法人、非営利法人(NPO法人)、さらには、市町村等地方公共団体も含まれます。

記

第1 委託する業務

1 取得時講習業務

取得時講習は、道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に基づき、運転免許の取得を希望する者のうち、運転免許センターの技能試験を合格した者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

2 原付講習業務

原付講習は、法第108条の2第1項第6号に基づき、原付免許を受けようとする者に対し、公安委員会が実施する講習をいいます。

3 仮運転免許証関連業務

法第87条第1項に規定する仮運転免許試験を受けようとする者に対する仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付等の補助業務及びこれに付随する事務をいいます。

第2 委託を受けることができる者

1 取得時講習及び原付講習

法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3により「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めるもの」となります。

2 仮運転免許証関係業務

法第108条第1項及び府令第31条の4の2により「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人」となります。

第3 公安委員会の認定要件

1 人の目的

道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。

2 組織

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が以下に該当する者でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

カ 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者

- (2) 主たる事務所を県内に有し、職員を専従させることができること。
- (3) 部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。
- (4) 責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。
- (5) 責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

3 設備

業務を適正かつ確実にを行うために必要な施設その他の設備並びに車両等が整備されていること。

4 能力

- (1) 業務を行うために必要な能力を有する者が必要数以上置かれていること。
- (2) 令和6年4月1日から、委託業務を確実に履行できること。

第4 認定のための事前提出書類

1 定款

2 役員の名簿、生年月日及び住所を記載した名簿

3 役員が下記のいずれかに該当する者でないことを誓約する書面（別記第1号様式）

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、

第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者
- 4 組織体制に関する一覧表（事務分掌表等）
 - 5 個人情報保護規定の写し又はこれに係る遵守契約書
 - 6 管理する車両及び資器材の一覧表
 - 7 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）

第5 申請手続

1 申請資料の配付・提出及び問い合わせ先

高知県警察本部交通部運転免許センター講習係
〒781-2120 高知県吾川郡いの町枝川200番地
電話番号088-893-1221（内線371）

2 提出方法

申請資料は前記1の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付して下さい（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとしてください。）。

3 提出部数

1部

第6 審査要領

審査については、別記第2号様式の公安委員会認定審査書及び別記第3号様式の公安委員会認定申請書添付書類チェック表により行います。

第7 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、認定の場合は別記第4号様式を郵送し、不認定の場合は別記第5号様式を郵送します。

第8 その他申請資料の様式

申請資料の様式については、別記のとおりです。

第1号様式

誓約書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とする者でないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 6 精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者

高知県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

法人の名称

代表者氏名

公安委員会認定審査書

※ 認定審査の根拠

● 取得時講習及び原付講習

【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

● 仮運転免許証作成・交付補助業務

【道路交通法第108条第1項】

公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

【道路交通法施行規則第31条の4の2】

道路交通法第108条第1項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。ただし、国家公安委員会規則で定める免許関係事務については、当該免許関係事務の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該免許関係事務の業務を行うために必要な数以上置かれている法人に限るものとする。

申請 法人	法人の名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者の 本籍所 住りがな ふりがな 氏名 生年月日		
審査内容		審査結果	確認書類
○ 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否	定款
○ 免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。		適・否	定款

○ 当該講習を行うのに必要な組織、設備及び能力を有していること。				
組 織	役員が、次のいずれかに該当する者でないこと。			
	1	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ハ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ヘ 精神機能の障害により業務を適性に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
	2	主たる事務所を県内に有すること。	適・否	定款
	3	部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。	適・否	組織体制表
	4	責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。	適・否	組織体制表
5	責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。	適・否	組織体制表	

組織	6	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。	適・否	当該規程の写し 又は遵守誓約書
設備	7	講習の業務に必要な資機材等を証明する書面	適・否	管理車両等一覧表
能力	8	当該講習における指導に必要な能力を有する者等が必要数以上置かれていること。	適・否	組織体制表等
	9	令和6年4月1日から、委託業務を同日から確実に履行できる者であること。	適・否	管理車両等一覧表 組織体制表等
最終審査結果				

審査年月日	令和 年 月 日
審査担当者	交通部運転免許センター 講習担当補佐 警部

第3号様式

公安委員会認定申請書添付書類チェック表		
受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	

認 定 確 認 資 料		適否欄
1	定款	適 ・ 否
2	役員の名簿及び住所を記載した名簿	適 ・ 否
3	役員全員が欠格事項に該当しないことを誓約する書面(第1号様式)	適 ・ 否
4	組織体制に関する一覧表(事務分掌表等)	適 ・ 否
5	個人情報保護規定の写し又はこれに係る遵守契約書	適 ・ 否
6	管理する車両及び資器材の一覧表	適 ・ 否
7	財務諸表(前年度の収入が記載されているもの)	適 ・ 否

注：上記2の書類は、申請日前1月以内に発行された原本又は写しとする。

審査年月日 令和 年 月 日 審査担当者 交通部運転免許センター 講習担当補佐 警部
--

第4号様式

公委免発第 号
令和 年 月 日

様

高知県公安委員会 印

令和6年度取得時講習業務等の委託に関する高知県公安委員会認定
審査について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたみだしの件につきましては、審査の
結果、下記のとおり適格と認定しましたので通知します。

記

1 認定した法人

主たる事業所の住所
法人の名称
代表者の氏名

2 認定した業務

- (1) 取得時講習業務
- (2) 原付講習業務
- (3) 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務

3 認定番号

令和 年第 号

4 認定年月日

令和 年 月 日

5 認定期間

令和 年4月1日から令和 年3月31日まで

6 注意事項

認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があつたときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を高知県公安委員会に提出すること。

様

高知県公安委員会 印

令和6年度運転免許に係る講習業務の委託に関する高知県公安委員会認定審査について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたみだしの件につきましては、審査の結果、下記のとおり不適格と認定しましたので通知します。

記

- 1 不適格とした法人
主たる事業所の住所
法人の名称
代表者の氏名
- 2 不適格とした業務
 - (1) 取得時講習業務
 - (2) 原付講習業務
 - (3) 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務
- 3 不適格と判断した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別添 2

参加意思確認書

令和 年 月 日

高知県警察本部長 高清水 善弘 様

住所

氏名

印

私は、令和6年2月7日付けで公募のあった下記業務の公募要領において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので、参加意思確認書を提出します。

記

1 業務名（参加を希望する業務の□をチェック）

- 取得時講習業務委託（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- 原付講習業務委託（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- 仮運転免許試験補助及び仮運転免許証作成・交付補助業務
（期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日）

2 添付書類

「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」における審査結果として通知される別記第4号様式の高知県公安委員会認定審査に関する通知の写し

業務委託契約書 (単価契約) 【案】

- 1 委託業務名 原付講習業務委託
- 2 契約期間 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

3 委託料

項目	単位	単価
原付講習業務	人	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

- 4 契約保証金 納付 (¥) ・ 免除
- 5 成果物 有り ・ 無し
- 6 著作権の帰属 委託者 ・ 委託者と受託者共有 ・ 受託者 ・ 無し
- 7 遅延利息又は延滞違約金の率 (第21条第2項及び第3項) 年2.5%
- 8 個人情報等取扱特記事項 有り ・ 無し
- 9 特記事項

上記の業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

委託者 高知県
契約担当者 高知県警察本部長 高清水 善弘

受託者 住所
氏名

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
 - 3 乙は、契約書記載の業務を契約書記載の契約期間中、甲の発注のあるごとに、履行期限内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。ただし、契約の目的物（以下「成果物」という。）が有る場合は、乙が成果物を甲に引き渡した後、甲は、その委託料を乙に支払うものとする。
 - 4 乙は、この契約書及び別紙仕様書並びにこれらに基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）に従って、委託業務を履行しなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(仕様書等に関する通知義務)

- 第2条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約書に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
 - 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。
 - 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、甲が高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受)

- 第4条の2 前条の規定にかかわらず、乙は、委託業務が完了した後において、この委託業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、この委託業務が完了した後に第22条、第28条、第28条の2及び第28条の3の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。
- 2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(法令上の責任)

第6条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第7条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第23条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(個人情報等の保護)

第8条の2 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(グリーン購入等)

第10条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第11条 乙は、委託業務の内容が仕様書等又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置請求)

第12条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(委託業務の調査等)

第13条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲及び乙は、協議内容を書面に定めるものとする。

(事情変更)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不適当となったときは、協議して契約を変更することができる。

(乙の請求による履行期限の延長)

第16条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限内（甲が発注ごとに指定する履行期限又は仕様書に定める履行期限をいう。第21条第1項及び第23条第1項第2号において同じ。）に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期限の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による契約期間又は履行期間の短縮)

第17条 甲は、特別の理由により契約期間又は履行期間を短縮する必要があるときは、契約期間又は履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第18条 成果物が有る場合は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。成果物が無い場合は、委託業務を行うに当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担する。ただし、成果物の有無にかかわらず、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由によるものについては、この限りでない。

(第三者に対する賠償責任)

第18条の2 甲は、前条の規定により乙が賠償すべき損害を乙に代わって第三者に賠償した場合には、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

(検査及び引渡し)

第19条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書等を甲に提出しなければならない。ただし、成果物が有る場合は、乙は、履行期限までに業務完了報告書等を成果物とともに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書等を受領した日から10日以内に仕様書等に定める内容に基づき委託業務の完了を確認し、検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格と認められ、補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。
- 4 成果物が有る場合、成果物の引渡しは、前2項の規定による検査又は再検査に合格したときに行われたものとする。
- 5 成果物が有る場合、成果物の所有権は、前項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

(委託料の支払)

第20条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第21条 乙が履行期限内に委託業務を完了することができない場合においては、乙は、甲に対して、第27条第1項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙が委託業務を完了できない理由が乙の責めに帰することができない事由によるもので

- あるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。
- 2 前項の延滞違約金の額は、当該履行遅滞部分に係る委託料につき、遅延日数に応じ、「7 遅延利息又は延滞違約金の率」の割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）とする。
 - 3 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、「7 遅延利息又は延滞違約金の率」の割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
 - 4 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

（契約不適合責任）

- 第22条 甲は、仕様書等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求（以下この条において「委託料減額請求」という。）することができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに委託料減額請求をすることができる。
 - （1） 履行の追完が不能であるとき。
 - （2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3） 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4） 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 追完請求又は委託料減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
 - 5 第1項から第3項までの規定は、第27条の規定による損害賠償の請求並びに第23条、第23条の2及び第23条の3の規定による解除権の行使を妨げない。
 - 6 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（甲の解除権）

- 第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- （1） 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - （2） 履行期限内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - （3） 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - （4） 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - （5） 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - （6） この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の支払総額（契約期間中において、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 第2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第23条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
- イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第7条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第23条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、契約

を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。

(4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第28条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

2 第23条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（甲によるその他の解除権）

第24条 甲は、委託業務が完了するまでの期間は、第23条第1項、第23条の2第1項及び前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により業務内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第14条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除後の出来高払）

第26条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に完了している委託業務のうち、甲の検査に合格し、かつその引渡しを受けることによって甲が利益を受ける部分（以下この項において「出来高」という。）があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出

来高に相応する委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第27条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 甲は、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第23条第2項に定める（第23条の2第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを損害金に充当することができる。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第28条 乙は、第23条の3第1項各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の支払総額（契約期間中において、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第23条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第23条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における委託料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
 - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息（次項において「賠償金等」という。）を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
 - 4 前3項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
 - 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第28条の2 乙は、第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、委託料の支払総額（契約期間中にある場合は、支払実績額及び残存期間における支払推計額）の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。
- (1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
 - (2) 乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
 - (3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員（過去に違約罰対象構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第23条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

- 第28条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

- 第29条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金（以下この項において「損害金等」という。）を甲の指定する期間（第28条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第28条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき委託料があるときは、甲は、当該委託料と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第30条 第21条第2項及び第3項、第28条第2項並びに前条の規定による延滞違約金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(成果物の著作権が甲に帰属する場合の取扱い)

第31条 成果物の著作権が甲に帰属するときは、委託業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、第19条第4項の規定による引渡しの際をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を利用して甲の業務を実施すること。
 - (3) 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 3 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- 4 乙は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 5 乙は、甲に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- 6 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(成果物の著作権が甲乙共有に属する場合の取扱い)

第32条 成果物の著作権が甲乙共有に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの際をもって甲乙共有に属するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、前条第2項第1号から第3号までに掲げる成果物の利用を許諾するものとし、甲以外の第三者に許諾しないものとする。
- 3 乙は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- 4 前条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が甲乙共有に属する場合に準用する。

(成果物の著作権が乙に属する場合の取扱い)

第33条 成果物の著作権が乙に属するときは、委託業務の成果物に係る著作権は、第19条第4項の規定による引渡しの際をもって乙に属するものとする。

- 2 第31条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定により著作権が乙に属する場合に準用する。

(契約の費用)

第34条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第35条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方
- (4) 再委託が必要である理由
- (5) 再委託で取り扱う個人情報等
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容

- (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第8 乙は、この委託業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集及び保管の制限)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

- 第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。
- 4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をす

ることができる。

(事故報告)

第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(損害賠償)

第19 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

月額精算に係る特記事項

(委託料の請求)

第1条 乙は、契約書第19条第1項の規定にかかわらず、仕様書第18に定めるところにより1か月分の委託業務を完了し、検査に合格したときは、当該月分の委託料の支払いを、仕様書の別記第7号様式「請求書」により、甲に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第2条 甲は、前条の規定により請求書を受領した日から30日以内に請求のあった委託料を支払うものとする。

高知県警察本部長 様

受託者 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

印

「原付講習業務委託」契約に関する個人情報等の責任体制等について、下記のとおり報告します。

記

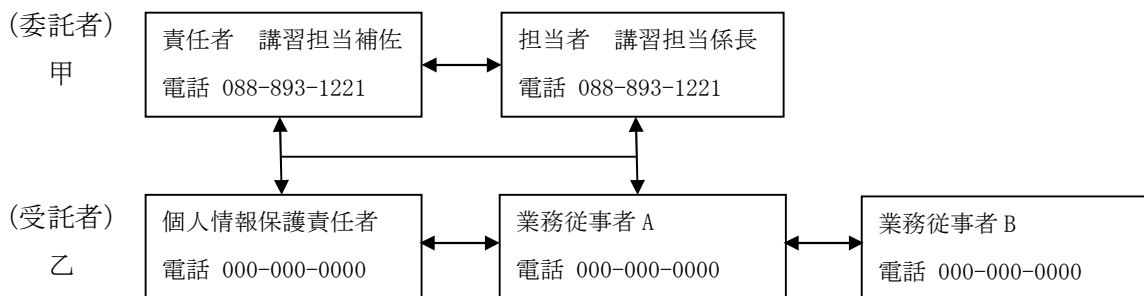
1 責任体制等に関する事項

業務責任者	(所属・役職)	
業務従事者	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
	(所属・役職)	
業務従事者への教育方法	(具体的に記入)	

2 個人情報等の管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	

3 事故発生時の連絡体制



原付講習業務委託仕様書

第1 目的

この仕様書は、高知県が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号に規定する講習（以下「原付講習」という。）を業務委託することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 講習対象者

1 受講対象者

原付講習は、法第90条の2第1項第3号に規定するもので、原付講習の対象者については、原付試験の考査に合格した者又は原付講習を事前に受けることを希望した者とする。

2 受講時の年齢

受講時の年齢については、満15歳以上とする。

第3 法人等の要件

原付講習業務は、別添の「令和6年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」により、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査した結果、適格と認定された法人等に委託するものとする。

第4 業務委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

第5 講習実施予定人員及び講習実施日等

1 講習実施予定人員

年 度	受講者数
令和6年度	760

注：あくまで委託期間中の見込み件数であり、必ず上記の件数の申請があることを約束するものではない。

2 講習実施日、回数

講習の実施回数は、講習を受けようとする者が集中する春休み、夏休み等繁忙期においても対応することができるよう実情に応じた運用を行うこと。

第6 業務委託の内容

1 受講申出の受付に関すること。

2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第6項に定められた原付講習の実施に関すること。

3 原付講習終了証明書の作成及び交付に関すること。

4 受講者等の傷害保険に関すること。

第7 講習時間、講習細目

講習時間は180分とし、別添1「原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添2「原付講習指導要領」に基づいて実施すること。また、講習の課題・コース設定については、別添3「原付講習の課題・コース設定基準」に従って設定すること。

なお、休憩時間は、講習時間外に適当な時間を設けること。

第8 講習指導員の要件及び任用等

1 講習指導員の要件

講習指導員は、法第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付を受けている者、二輪車安全運転推進委員会の認定を受けた特別指導員及び地方二輪車安全運転推進委員会の認定を受けた指導員又は次に掲げる要件を満たす者を充てること。

- (1) 年齢が21歳以上の者であること。
- (2) 原動機付自転車（以下「原付車」という。）を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- (3) 原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- (4) 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがないものであること。
- (5) 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
- (6) 人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者と公安委員会が承認した者であること。

2 講習指導員の任用

(1) 申請

講習指導員を任用するにあたり、別記第1号様式の「講習指導員承認申請書」を公安委員会に提出し、承認を受けること。

ただし、教習指導員資格者を有している者並びに既に公安委員会の承認を受けている講習指導員は提出の必要はない。

(2) 承認

公安委員会は、前記(1)による講習指導員承認申請書の提出を受け、講習指導員として承認したときは、別記第2号様式の「承認書」を受託者に交付するものとする。

3 講習指導員の解任

- (1) 講習指導員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号

から第4号及び同条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、受託者に対して講習指導員を解任し、又は必要な期間その者の業務の停止等を請求することができる。

- (2) 受託者は、前記(1)による請求を受けた場合は、処置の経過及び結果を文書により免許センター長に報告すること。

第9 講習の実施方法

1 指導員の数

原則として10人を1クラスとし、その1クラスに講習指導員3人を配置すること。

なお、3人のうちから中心となる講習指導員を指定し、その者の指示により効果的な講習を行うこと。

2 聴覚障害者等の安全の確保

聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別の対応を希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、免許センター長と協議の上、受講者の安全確保のために必要な措置を講じること。

第10 講習用器材等

- 1 実車講習中は、他の交通も予想されるので、受傷事故防止面から防護ネット、ロープ、パイロン及びハンドマイク等を受託者において準備し、有効に活用すること。
- 2 運転適性検査は、公安委員会が提供する安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転用の自己診断用の検査用紙を使用すること。
- 3 公安委員会が提供する教本を、受講者に無償で配布し、講習に活用すること。
- 4 視聴覚教育にはDVD等を活用して効果的に行うこと。

第11 講習車両

使用する車両については、スクータータイプのものとする。ただし、必要に応じて変速ギア付車両を併用してもよい。

なお、車両は受託者が確保し、常に良好な状態に整備すること。

第12 講習申出受理等

- 1 講習は予約制とし、受講者の住居地に関係なく受理するものとする。
- 2 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の5の3第3項には、下記の者は講習を受ける必要がないと規定されているので、本人からその事実の有無を必ず確認すること。
 - (1) 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）で原付車を運転することができる免許を受けていた者
 - (2) 原付免許を申請した日前6月以内に原付車に相当する種類の車両の運転に

関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上の者

(3) 原付免許を申請した日前1年以内に取消処分者講習を終了した者。

なお、取消処分者講習受講者については「取消処分者講習終了証明書」等で確認すること。

3 原付試験を受験する前に原付講習の受講を希望する者（以下「事前講習希望者」という。）には、講習の有効期限が1年であり、有効期限内に原付免許の試験に合格しなければ再度受講する必要があることを説明すること。

特に満15歳の事前講習希望者については、16歳の誕生日まで原付免許の試験を受験できないため、上記説明に加えて講習修了後1年以内に原付免許の試験を受験可能な見とおしがたっているのか確認すること。

4 受講の申し出があった時には、下記アからウまでの書類の提出を求め、本人であることの確認を行ったうえで、下記アのみを受領し、下記イ及びウについては原付免許の交付申請時にも必要であることを説明してから返却すること。

ア 別記第3号様式の「原付講習受講申出書」

イ 本籍地の記載された住民票の写し又は特別永住者証明書等

ウ 本人確認書類（個人番号カード、健康保険証、パスポート等）

5 受講手数料は、高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）に基づく額の県証紙を原付講習受講申出書の所定の欄に貼付する方法で徴収すること。

第13 受傷対策

受託者はヘルメット、ゼッケン、手袋等の資器材を用意し、受講者に対し、講習中の受講事故防止への意識付けを行った上で、前記ヘルメット等を確実に装着させること。

なお、講習中の事故等に備え救急用品を配備するほか、傷害保険に加入すること。

第14 荒天時の措置

原則として、天候不順時にあっても講習は実施することとするが、雷等の生命に危険が及ぶおそれのある悪天候により予定していた講習の実施が困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させること。

第15 講習の中止

次の場合は、講習を中止し退場させることとする。

1 故意に事故を起こした場合。

2 講習指導員に暴行した場合。

3 粗野な言動等を行い、講習の秩序を著しく乱して他の受講者に迷惑をかけ、警告しても従わない等、そのままの状態では講習が継続できないと受託者が判

断した場合。

第16 講習終了時の措置

- 1 「原付講習受講申出書」の※印欄に実施日等を記入すること。
- 2 講習を終了した者に対して別記様式第22の10の4（道路交通法施行規則第38条関係）「原付講習終了証明書」を交付するとともに、受託者において副本（コピー）を保管すること。
- 3 終了証明書の左上部の番号は、「83を除いた教習所のコード番号」と「その年度における当該教習所の通し番号」を記入すること。
(例) 高知県自動車学校で発行する終了証明書の番号
第 01-1 号、第 01-2号 ……
- 4 終了証明書を交付する際には、運転免許センター等における原付免許の交付申請時に前記本人確認書類とともに同証明書の提出が必要であることを教示すること。
- 5 交付する際は、別記第4号様式の「講習受講者名簿」を作成し、受講者に受領確認のために署名させること。
- 6 終了証明書の用紙については公安委員会が負担し、受託者に交付することとする。
- 7 受講者から紛失等により終了証明書の再発行申請を受理した場合には、無償で再発行すること。
再発行する終了証明書の右上部に「再発行」と朱書きした上で、再発行を申請した者に交付すること。
再交付の際には「講習受講者名簿」の右欄外に「再交付」の文言と再交付日を朱書きすること。
- 8 講習の実施結果について、別記第5号様式の「原付講習実施結果報告書」を作成し、「原付講習受講申出書」及び「講習受講者名簿」を添付のうえ、速やかに免許センターに送付すること。

第17 実績報告及び検査等

- 1 実績報告
月間の講習回数等について、別記第6号様式の「原付講習実施結果報告書（月報）」を作成し、原則として翌月3日までに免許センターに送付すること。
- 2 委託業務の検査等
免許センター長は、前記1による実績報告を受理したときは、速やかに検査を行うものとし、検査の結果、委託業務の履行が仕様書等に適合していないと認めるときは、受託者に対してその改善を求めるものとする。

第18 委託料の請求

委託料は1ヶ月分の委託業務を完了し、検査に合格したときは、当該月分の委託料の支払いを、別記第7号様式の「請求書」により免許センター長を經由

して本部長に請求するものとする。

第19 指導監督及び随時の検査

免許センター長は、講習が適正に執行されるよう、受託者に対して指導監督を行うものとする。

また、免許センター長は、必要に応じて随時に検査を行うものとし、受託者は、検査を受けるに当たって免許センター長の要求に応じて、必要な書類等を提示し、指導監督に従うこと。

第20 研修

受託者は、委託業務に必要な研修会を開催し、講習指導員の資質の向上に努め、委託業務の充実を図ること。

受託者は、必要がある場合には、免許センターが行う講習に関する研修等を受けさせること。

第21 問題等の発生時の措置

- 1 講習終了に際し、修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨すること。

なお、再受講の際には前回での未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないこと。

- 2 講習受付後又は講習中に事故等が発生した場合は、免許センター長及び関係署長に速報し指示を受けるとともに、別記第8号様式「事故発生報告書」を作成し、免許センター長に提出すること。
- 3 講習中において受講者が疑義を申し立てた場合又は、受託者において不審点等を発見した場合は、そのまま受講させることなくその都度免許センター長に報告し指示を受けること。

別添 1

原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間	
受付	1 集合時間の告知 2 グループ編成		10分	
			小計	10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・手足の柔軟体操 ・ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方 	10分	
			小計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドのたて方とおろし方	<ul style="list-style-type: none"> ・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢 ・ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方 	3分	
			2分	
			5分	
			2分	
			小計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスのよい直進、安定した停止 ・無理のない操作による加速と減速 ・スムーズな切返し ・直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・見通しの悪い場所での徐行 ・狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・十分な安全確認のできる視点と範囲 	10分	
			2分	
			12分	
			5分	
			5分	
			5分	
			5分	
			小計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点での優先順位 5 危険予知、危険回避	<ul style="list-style-type: none"> ・合図の時期と安全確認 ・スムーズな進路変更と安全確認 ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・正しい停止位置での確実な停止 ・方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・連続する法規履行走行 ・混合交通の中での優先順位 ・隠れた危険の予知、障害物の回避 	3分	
			2分	
			8分	
			7分	
			4分	
			15分	
			10分	
			10分	
			小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転自己診断を使用した安全指導 ・映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション 	15分	
			20分	
			小計	35分
閉講	1 閉講のことば 2 原付講習終了証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け 	5分	
			5分	
			小計	10分
備考	休憩時間は、講習時間以外に適當時間設けること。		合計所要時間	180分

別添2

原付講習指導要領

○ 開講

講習細目	指導要領	備考
1 開講のあいさつ 講習実施上の諸注意	(1) 講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ① 交通事故を防止するために、原付車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 ② 講習内容は決して難しいものではないが、原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 ③ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	(1) 手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	(1) 着用の仕方について指導する。 ① 内部のあごひもの損傷有無を確認する。 ② あごひものを確実に締める。 ③ アミダや目深にかぶらない。 ④ P S (C) マークか J I S マークの付いたものを使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。 反射テープの付いたものを選ぶか、はり付けさせる。 転倒等で強いショックを受けたり、傷のついているものはかぶらせない。

○ 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講習細目	指導要領	備考
1 装置の名称と取扱い	(1) エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> まごつかずにできるようにさせる。
2 運転姿勢	(1) スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ① 目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。 ② 肩は力を抜いて自然にする。 ③ 肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇をしめる。 ④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。 ⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 ⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 ⑦ 両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。	<ul style="list-style-type: none"> 肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。 腰が前すぎたり、後ろすぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する 内腿で軽くシートを挟ませる。
3 アクセルとブレーキ	(1) エンジンをかけない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。 ② 素早く戻す。 ③ ブレーキをかける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。	<ul style="list-style-type: none"> 指導員のかけ声にあわせて行う グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。 アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる
4 スタンドの立て方、おろし方	(1) 路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをこの利用で立てることを指導する。 ① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。 ② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドをおろす。	<ul style="list-style-type: none"> 右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。

○ 基本走行～バランスとスムーズな走行

講習細目	指導要領	備考
1 発進と停止	(1) 直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ) ① 両足を路面につけて乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回す。 ③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。 ④ ブレーキをかけて止まる。 (第2ステップ) ① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。 ③ 1mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。	<ul style="list-style-type: none"> 急な発進停止をさせない。 転回の時は、車から降りて押し歩きさせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。 指導員のかけ声にあわせスタートさせる。

	<p>④ 止まったら左足で車を支える。</p> <p>⑤ 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。</p>	
2 スピードの調節	<p>(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。</p> <p>(2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを併用して減速することを繰り返す。</p>	<p>・減速時はエンジンブレーキを併用させる。</p>
3 8の字走行	<p>(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。</p> <p>① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。</p> <p>② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。</p> <p>③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさからはじめ、徐々に半径を小さくする。</p> <p>(2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。</p> <p>(3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。</p>	<p>・アクセルを一定に保たせる。</p> <p>・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。</p> <p>・傾斜に対する不安をここで十分に取り除く。</p>
4 カーブ走行	<p>(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。</p> <p>(2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返す。</p> <p>(3) 指定区間内で加速や減速が行えるように指導する。</p> <p>(4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンブレーキと前後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は車から降りて押して歩かせる。</p>	<p>・曲がる方向に顔、目線に向けさせる。</p> <p>・カーブでは、一定の速度で走らせる。</p> <p>・急なアクセルの開閉はさせない</p>
5 徐行	<p>(1) 交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。</p> <p>② 徐行して進行する。</p> <p>③ 左右及び前方の安全確認をする。</p> <p>④ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。</p>	<p>・交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。</p> <p>・左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。</p>
6 狭路での安定走行	<p>(1) 進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で十分に減速する。(5km/hくらい)</p> <p>② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する。(3～5km/h)</p>	<p>・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。</p> <p>・視線はやや前方に向けさせる。</p>
7 視点・視野範囲	<p>(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲(前方、後方、側方)の交通状況を把握することを指導する。</p> <p>(2) コース設定基準に示すように原付車を配置し、Aの原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの原付車は映るが、Cの原付車は映らないことを確認させる。</p> <p>(3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。</p> <p>(4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。</p>	<p>・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。</p> <p>・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。</p>

○ 応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
1 合図と安全確認	<p>(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。</p> <p>① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。</p> <p>② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。</p> <p>③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前に出す。</p> <p>(2) 安全の確認は、その行為を起す前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。</p> <p>(3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順を掛け声で指示し</p>	<p>・指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。</p>

2 進路変更	<p>て行わせる。</p> <p>(1) 進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。 ② 進路変更をしようとする側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。 ④ 進路変更を完了したら合図をやめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間。
3 交差点での安全走行	<p>(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。</p> <p>(2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 右側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。 ④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。 ⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する ⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 ⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。 <p>(3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、まっすぐ交差点に近づく。 ② 交差点に近づくにしたがって、スピードを落とす。 ③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。 ④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。 ⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。 <p>(4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 左側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。 ④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。 ⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。 ⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。 ・交差点の手前では、十分に減速させる。 ・危険を感じたら、まず止まることを強調する。 ・合図の戻し忘れに注意させる。 ・第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。 ・第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。 ・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。 ・小回りによるふらつきに十分注意させる。 ・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
4 交差点の優先順位	<p>(1) 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。 ② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。 ③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。 ④ 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。 ⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する ・少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。 ・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。
5 危険予知・危険回避	<p>(1) 路上障害物(駐車車両、道路工事等)の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。 ② 緩やかに進路を右側に変える。 ③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。 ④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。 ⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。 ⑥ 合図を戻す。 <p>(2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する。(渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。 ・危険に対する予知能力を高める。 ・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。

○ 安全運転の知識

講習細目	指 導 要 領	備 考
1 運転適性検査	(1) 全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	(1) 映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

○ 閉講

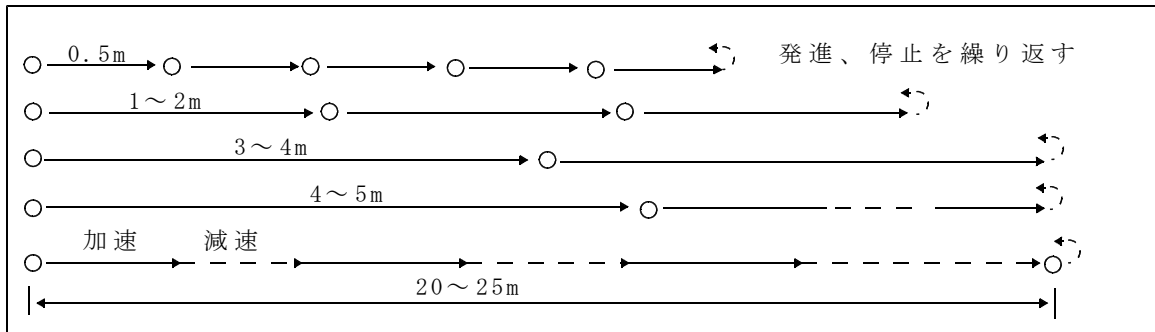
講習細目	指導要領	備考
1 閉講の言葉 2 原付講習終了証明書 の交付	(1) 自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	

別添 3

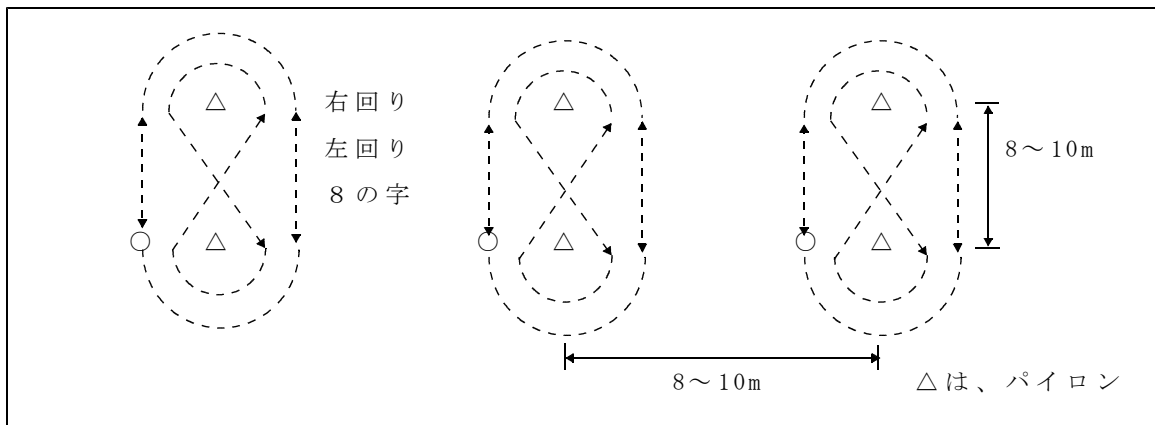
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

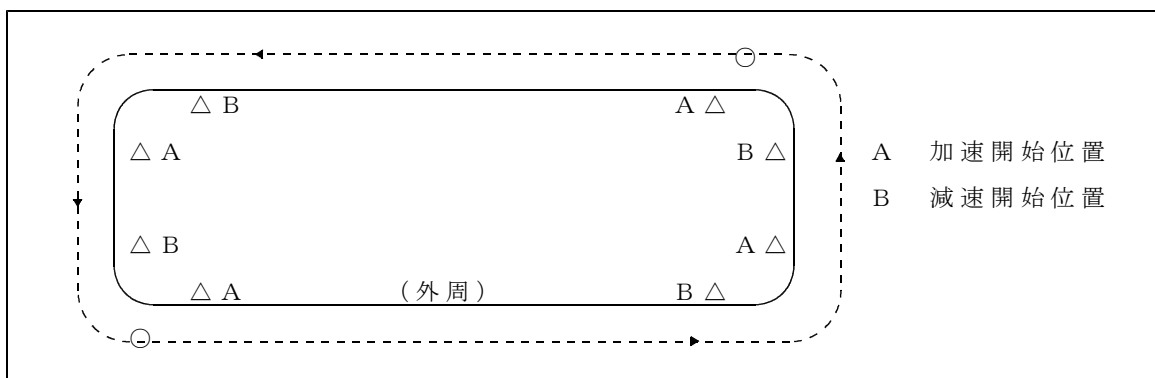
[発進、停止及びスピードの調節]



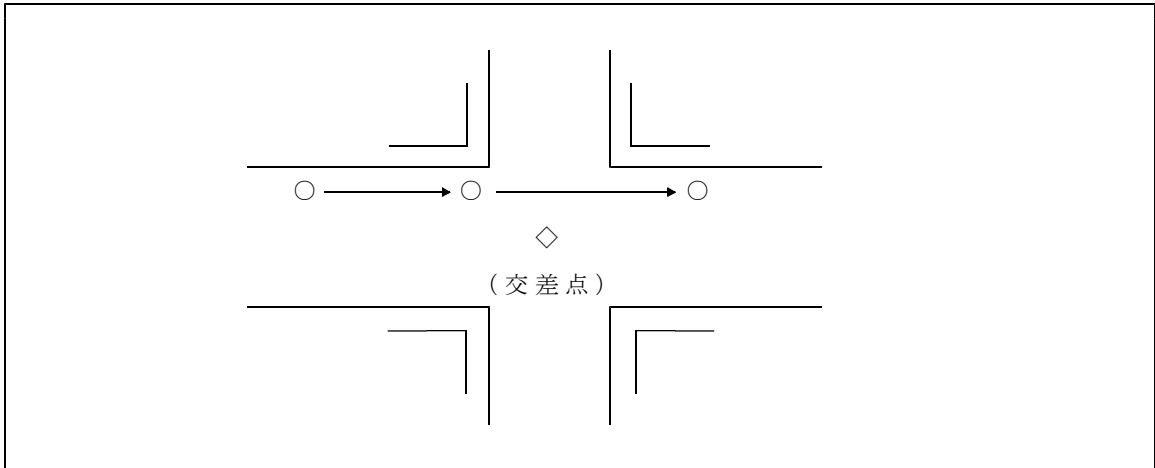
[8 の字走行]



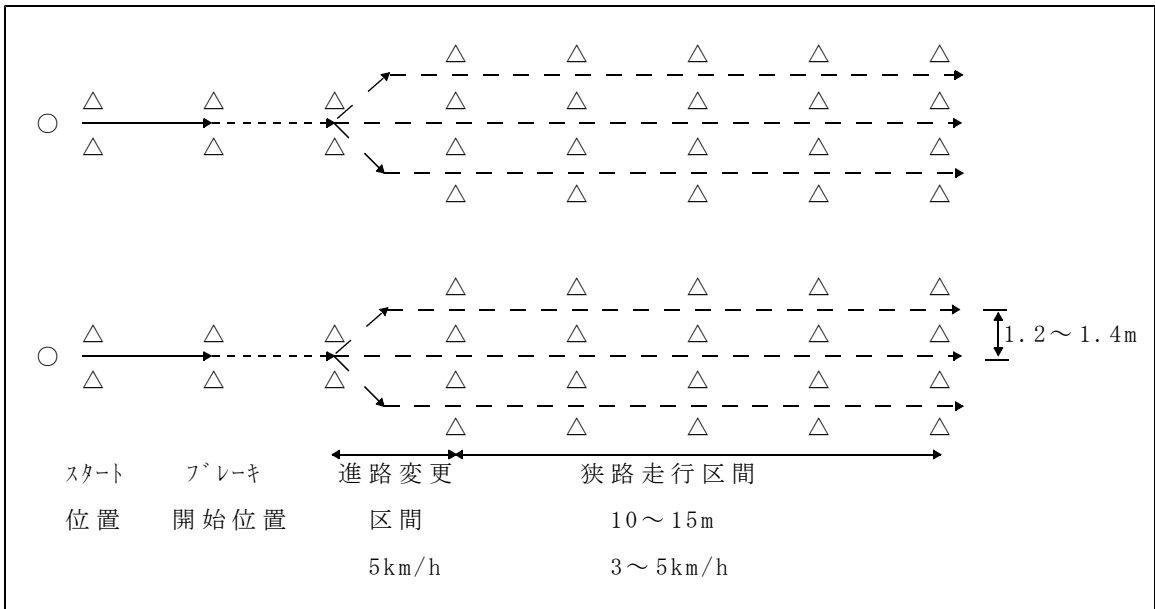
[カーブ走行]



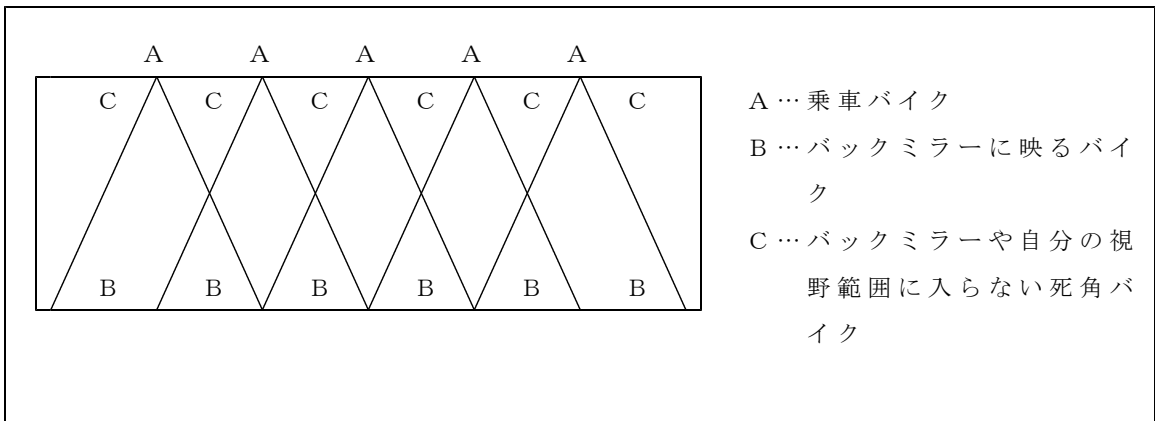
[徐行]



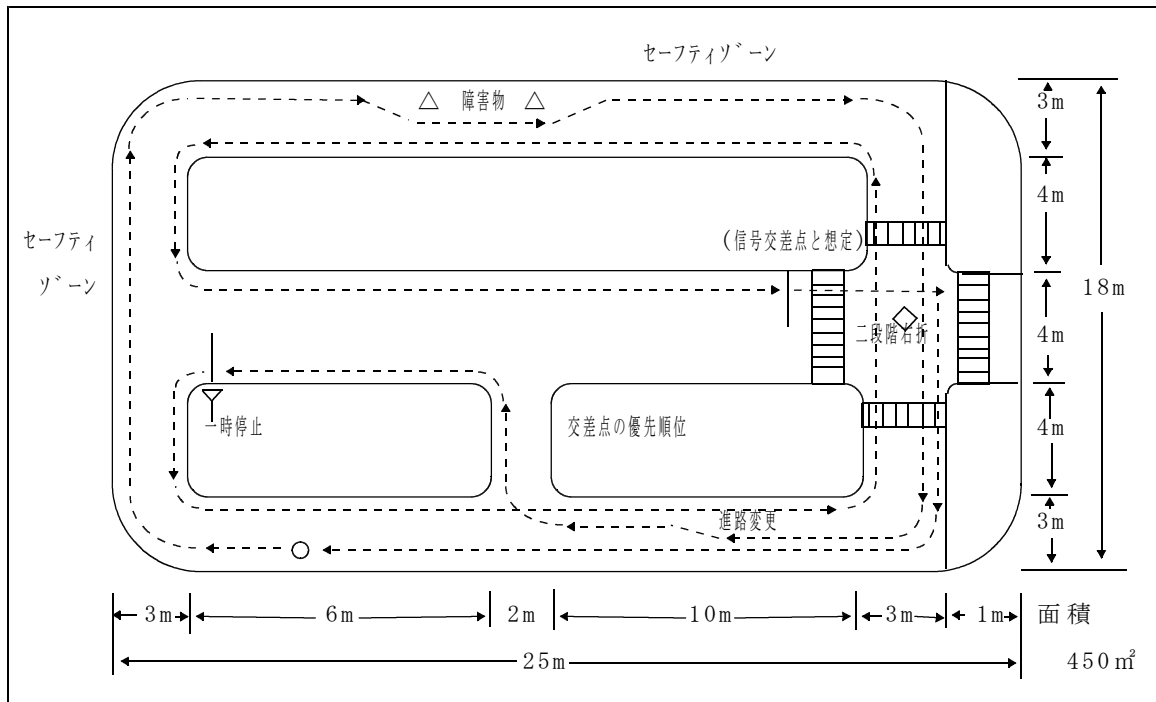
[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



○ 応用走行の課題とコースレイアウト



別記

第1号様式

年 月 日	
高知県公安委員会 殿	
団体名	
代表者役職名 氏名	
講習指導員承認申請書	
次の者を講習指導員として任用したいので申請します。	
指導員の種別	原付講習指導員
住 所	
氏名・生年月日	年 月 日(歳)
運転免許の種類 及び運転経歴	
適格性を有すると 認められる理由 (交通安全教育等 の業務に従事した 経験及び運転指導 の実務経験等)	
備 考 (添付資料等)	<input type="checkbox"/> 運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 特別指導員の終了証明書等の写し <input type="checkbox"/> 指導員の終了証明書等の写し ※<u>教習指導員の資格を有する者並びに既に承認を受けている者は申請を要しない</u>

第2号様式

第 号

承認書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者を原付講習指導員として承認する。

年 月 日

高知県公安委員会 印



第3号様式

原付講習受講申出書		年 月 日
高知県公安委員会 殿		
住 所 (住民票のとおり記載)	高知県 市 町 郡 村	
氏 名		
生 年 月 日		年 月 日生 (歳)
過 去 の 免許取得歴	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 け 無 中 自 自 ん 型 型 通 ん 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二	
注意事項		手数料
<p>1 氏名、生年月日、住所欄は、明瞭に楷書で記入してください。</p> <p>2 手数料は、高知県収入証紙で納付してください。</p> <p>3 ※印欄は、記載しないでください。</p>		
※講習日		
※講習場所		

第 号

原付講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日に道路交通法第108条の2第1項

第6号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高知県公安委員会 印

第4号様式

講習受講者名簿

番 号	受 講 者 名	性 別	原付講習終了証明書受領確認欄
1		男 ・ 女	
2		男 ・ 女	
3		男 ・ 女	
4		男 ・ 女	
5		男 ・ 女	
6		男 ・ 女	
7		男 ・ 女	
8		男 ・ 女	
9		男 ・ 女	
10		男 ・ 女	
11		男 ・ 女	
12		男 ・ 女	
13		男 ・ 女	
14		男 ・ 女	

注 原付講習終了証明書受領確認欄には、**受領者に署名をさせること。**

第5号様式

センター長	次長	補佐	係長等	庶務係	年月日
					受託者担当

原付講習実施結果報告書

原付講習の実施結果については、次のとおり報告します。

実施年月日									
実施場所									
実施者	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;"></td> <td></td> </tr> </table>								
受講者数	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">人</td> <td style="text-align: center; padding: 0 10px;">男女</td> <td style="padding: 0 10px;">人</td> </tr> </table>	人	男女	人					
人	男女	人							
備考									

- 注1 原則、講習は受講者10名を1グループとし、講習指導員3名で実施すること。
 注2 実施者欄は、講習を実施した指導員が氏名を自署すること。(代筆不可)

第6号様式

原付講習実施結果報告書（月報）

受託者名

年 月分

センター長	次 長	課長補佐	係 長	主 任
講習実施回数		受講者数		
回		人（再受講者 人）		

注 原則として翌月3日までに免許センターに送付すること。

第7号様式

年 月 日

高知県警察本部長 様

住所

氏名

請 求 書

一金 円也 (消費税を含む)

ただし、 年 月分の原付講習委託料として
なお、内訳は下記のとおりです。

記

場 所	受 講 者 数	金 額

免許センター長 殿

報告者

事故発生報告書

原付講習中に次の事故が発生しましたので、報告します。

発 生 日 時		
発 生 場 所		
事 故 概 要		講義・基本操作()・基本走行()・応用走行()・その他() 中に、受講者が したものの。
受 講 者	住 所	
	氏 名 等	年 月 日生(歳)
	損害の程度	
	状 態	ヘルメット 有・無、手袋 有・無、服装(長袖・長ズボン・靴)、その他()
指 導 員	住 所	
	氏 名 等	年 月 日生(歳)
	損害の程度	
	状 態	ヘルメット 有・無、手袋 有・無、服装(長袖・長ズボン・靴)、その他()
指 導 員 歴 等		約 年 月 (承認日 年 月 日)
事 故 時 の 状 況		
事 故 後 の 措 置		
再 発 防 止 対 策		

※ 写真、図面等を添付すること。

令和 年 月 日

高知県警察本部長 様

会社の所在地

会社名

担当者

印

電話

FAX

電子メール

「原付講習業務委託」に関する質問書

質問事項

連絡先：高知県警察本部警務部会計課用度係 FAX番号 088-872-0868

又は電子メール：g003@police.pref.kochi.jp